

甲府市分別収集計画

令和4年6月

甲 府 市 環 境 部

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の見込みの算定方法	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	6
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号)	6

甲府市分別収集計画

1 計画策定の意義

近年、地球温暖化などが要因とされる異常気象や資源の枯渇など、地球規模での環境問題が深刻化していることから、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の構築が求められている。

そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本計画はこのような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律(以下「法」という)第8条に基づいて、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を推進して、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、廃棄物の減量化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ①容器包装廃棄物の排出抑制とリサイクルの推進
- ②適正な廃棄物処理体制の確保と循環型社会構築の推進
- ③市民・事業者・行政が一体となった環境負荷低減の推進

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色・茶色・その他)、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	3,985 t	4,041 t	4,104 t	4,170 t	4,246 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出を抑制するため、以下の方策を実施する。なお、実施するにあたっては、市民、事業者、行政等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

- ・環境教育、啓発活動の充実
自治会や各種団体などを対象に「出前講座」を開催し、ごみ処理の現状、ごみの減量化、資源リサイクルなど環境問題に関する啓発活動に積極的に取り組む。また子どもを対象に、エコ工作教室の開催や分別方法等の動画を使い環境教育の活動を積極的に行う。
- ・有価物、資源物回収事業
自治会等の自主的な活動である有価物回収の活性化及び行政による資源物回収の効率化を図るとともに、市民に適正排出や分別方法の周知を行い、より一層のごみの減量と再資源化を図る。
- ・リサイクル推進員制度
自治会長等をリサイクル推進員として委嘱し、地域内の集積所の清潔保持や、ごみの分別排出指導等の環境美化活動を行う。
- ・ごみ分別アプリ
「いつでも、どこでも」ごみの分別方法、収集日等を簡単な操作で確認することができる「甲府市ごみ分別アプリ」の周知及び配信を行う。
- ・ごみ分別冊子「ごみの分け方・出し方」
日本語版だけでなく英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・タイ語・ベトナム語の外国語版冊子を活用し、適正排出や分別方法についてさらなる周知・啓発を図る。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

可燃ごみの減量化状況及び資源物の再資源化等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力、本市が有する収集機材、中間処理施設等を総合的に勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶類
主として ガラス製の 容器	びん類
無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのも（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのも	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」と表記）
	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
主としてスチール製の容器	279t		281t		283t		286t		289t	
主としてアルミ製の容器	171t		172t		174t		175t		177t	
無色のガラス製容器	(合計) 378t		(合計) 381t		(合計) 384t		(合計) 388t		(合計) 393t	
	(引渡)量 378t	(独自処理)量 0t	(引渡)量 381t	(独自処理)量 0t	(引渡)量 384t	(独自処理)量 0t	(引渡)量 388t	(独自処理)量 0t	(引渡)量 393t	(独自処理)量 0t
茶色のガラス製容器	(合計) 257t		(合計) 259t		(合計) 261t		(合計) 263t		(合計) 267t	
	(引渡)量 257t	(独自処理)量 0t	(引渡)量 259t	(独自処理)量 0t	(引渡)量 261t	(独自処理)量 0t	(引渡)量 263t	(独自処理)量 0t	(引渡)量 267t	(独自処理)量 0t
その他のガラス製容器	(合計) 245t		(合計) 247t		(合計) 249t		(合計) 252t		(合計) 255t	
	(引渡)量 111t	(独自処理)量 134t	(引渡)量 112t	(独自処理)量 135t	(引渡)量 113t	(独自処理)量 136t	(引渡)量 114t	(独自処理)量 138t	(引渡)量 115t	(独自処理)量 140t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	33t		33t		34t		34t		34t	
主として段ボール製の容器	1,351t		1,361t		1,373t		1,387t		1,403t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 8t									
	(引渡)量 0t	(独自処理)量 8t								
主としてポリエチレンテレフタレート製(PET)の容器であって飲料またはしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 355t		(合計) 355t		(合計) 356t		(合計) 357t		(合計) 360t	
	(引渡)量 0t	(独自処理)量 355t	(引渡)量 0t	(独自処理)量 355t	(引渡)量 0t	(独自処理)量 356t	(引渡)量 0t	(独自処理)量 357t	(引渡)量 0t	(独自処理)量 360t

主としてプラスチック製の容器 包装であって上記以外のもの	(合 計) 908t		(合 計) 944t		(合 計) 982t		(合 計) 1,020t		(合 計) 1,060t	
	(引渡額) 908t	(独自処理量) 0t	(引渡額) 944t	(独自処理量) 0t	(引渡額) 982t	(独自処理量) 0t	(引渡額) 1,020t	(独自処理量) 0t	(引渡額) 1,060t	(独自処理量) 0t
(うち白色トレイ)	(合 計) 6t		(合 計) 6t		(合 計) 6t		(合 計) 6t		(合 計) 6t	
	(引渡額) 6t	(独自処理量) 0t	(引渡額) 6t	(独自処理量) 0t	(引渡額) 6t	(独自処理量) 0t	(引渡額) 6t	(独自処理量) 0t	(引渡額) 6t	(独自処理量) 0t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

本市の令和5年度から令和9年度までの人口推計。（「甲府市人口ビジョン」より）

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
183,160人 (対前年度比)	181,880人 (対前年度比)	180,600人 (対前年度比)	179,380人 (対前年度比)	178,160人 (対前年度比)
99.31%	99.30%	99.30%	99.32%	99.32%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、自治会や市民団体等による有価物の集団回収については、引き続きこれらの団体等が分別収集を実施することとする。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	缶類	<ul style="list-style-type: none"> 市による定期収集 自治会、住民団体による集団回収 	市、民間業者
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	びん類		
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙パック		
	段ボール	段ボール		
	その他の紙製容器包装	紙製容器包装		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル		
	(白色発泡スチロール製食品トレイ) その他のプラスチック製容器包装	白色トレイ プラスチック製容器包装		

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

収集、運搬、保管に係る施設は、現行の施設、体制を活用して行う。

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶類	透明、半透明袋	2～3 tパッ カー車及び 平ボディー車	甲府・峡 東クリー ンセンタ ー
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん類	透明、半透明袋		
茶色のガラス製容器				
その他の色のガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙パック	十文字に縛る 及び袋での排出		
段ボール	段ボール			
その他の紙製容器包装	紙製容器包装			
ペットボトル	ペットボトル	透明、半透明袋		
その他のプラスチック製容 器包装	白色トレイ			
	プラスチック 製容器包装			

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・自治会、市民団体等による集団回収を推進するため、報奨金の交付などの支援を行う。
- ・ごみを減量化及びリサイクルを推進していくために、市内自治会等にリサイクル推進員を配置する。
- ・分別排出を徹底するため、50音別のごみ分別冊子「ごみの分け方・出し方」やごみ分別アプリの活用を推進する。
- ・出前講座等により、市民へ適正排出や分別方法について周知・啓発を図る。
- ・市民、事業者、行政の協働により、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていく。市議会議員、学識経験者、市民団体、事業者等の委員で構成する廃棄物減量等推進審議会を設置し、ごみの減量化や資源リサイクルの取組を推進する。
- ・分別収集計画の記載事項の実績を検証することにより、持続可能な循環型社会の構築を推進する。